関係事業者との取引の状況に関する報告書に係る注意事項

平成29年4月2日施行の改正医療法に伴い、この日以降に開始する会計年度にかかる決算届（事業報告書等）について、様式（表紙）及び添付書類の一部を変更しています。

　なお、「関係事業者との取引の状況に関する報告書」が必要となるのは、事業年度内に当該医療法人が行った取引の相手方及び金額が次の基準に該当する場合です。

（基準となる取引の相手方：いずれか1つに該当する場合）

1　法人役員等（※1）

2　法人役員等が代表者である法人

3　法人役員等が、会議（※2）における議決権の過半数を占めている法人

4　他の法人の役員が、当該医療法人の会議における議決権の過半数を占めている場合の他

の法人

5　4の法人の役員が、他の法人(当該医療法人を除く)　の会議における議決権の過半数を占めている場合の他の法人

（※1）当該医療法人の役員またはその近親者（配偶者又は二親等内の親族）

（※2）株主総会、社員総会、評議員会、取締役会及び理事会

（基準となる取引の金額：いずれか1つに該当する場合）

1　事業収益（費用）の額が一千万円以上であり、かつ、本来業務、附帯業務、収益業務の

いずれかの事業収益（費用）の総額の10%以上を占める取引

2　事業外収益（費用）の額が一千万円以上であり、かつ、事業外収益（費用）の総額の10%

以上を占める取引

3　特別利益（損失）の額が一千万円以上の取引

4　資産又は負債の総額が当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1％以上を

占め、かつ一千万円を超える残高になる取引

5　資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、一千万円以上で

あり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1％以上を占める取引

6　事業の譲受又は譲渡の場合にあっては、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、一

千万円 以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1％以上

を占める取引